

ヘイトスピーチ根絶のため法規制を求める意見書

現在、日本では、差別的言動・憎悪表現等のヘイトスピーチが大きな社会問題となっています。

各地で行われているヘイトスピーチは、侮蔑にとどまらず、一部の国や民族あるいは特定の国籍の外国人に対する社会的排除・排斥を趣旨とする言動、さらには暴力行為を伴うものまであります。こうした動きが広がっていることに対して、住民の中からも懸念の声が高まっており、この状況を放置することは、決して許されません。

さらに、この問題を巡っては、2014年8月、国連人種差別撤廃委員会から日本政府に対し、「デモの際に公然と行われる人種差別などに対して、毅然と対処」し、「メディア上でのヘイトスピーチをなくすために適切な措置をとる」とともに、ヘイトスピーチに対する「法規制」や、「人種差別撤廃法の制定」を勧告する最終見解が公表されました。日本国内で行われているヘイトスピーチに対し、国際社会からも厳しい指摘がなされていることを自覚しなければなりませんし、国際社会における我が国への信頼を失う事にもなりかねません。

言論を伴う行為を法律によって規制することについては、表現の自由の保障との関係もあり、簡単に解決方法が見つかるものでないことは、十分に認識していますが、京都地方裁判所及び大阪高等裁判所において行われた、特定の民族・国籍の外国人に対する発言に関する事件について違法性を認めた判決を、最高裁判所が認める決定を下しました。

こうした状況から住民の懸念と、国際社会からの厳しい指摘を払拭するためには、政府が真摯な姿勢で早急に対応することが必要です。

よって国会及び政府におかれては、ヘイトスピーチに対し毅然とした立場で臨むとともに、差別のない多文化共生社会の実現に向け、ヘイトスピーチを禁止する新たな法整備など、その根絶に向けた対策を講じられるよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成28年3月24日

北海道名寄市議会

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
内閣官房長官
法務大臣
総務大臣
国家公安委員会委員長

宛